

物 品 売 買 契 約 書 (案)

売払人 秋田県秋田空港管理事務所長 藤田 靖行（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品売買契約を締結する。

（売買物品）

第1条 売買物品は、次のとおり。

デスクモア、高速スノーパ除雪車（S－3）、高速スノーパ除雪車（S－5）、
プラウ除雪車（T－5）、プラウ除雪車（T－8）、小型除雪車（R－10） 計6台

（売買代金）

第2条 物品の売買金額は、 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金 ￥〇〇〇〇〇－

秋田県財務規則第178条第 号の規定により免除（※免除の場合）

（代金の納入）

第4条 乙は、甲の発行する納入通知書により、納入期限までに代金を納入する。

（引き渡し、搬出期限）

第5条 甲は、秋田県秋田空港管理事務所除雪機械格納庫において売買物品を引き渡す。乙は、その後すみやかに受領書を甲に提出するものとする。

- 1 売買物品は売払代金納付時の現状有姿とする。
- 2 一度引き渡された売買物品は、いかなる理由があっても返品、交換はできないものとする。
- 3 乙が売払代金を全額納付したとき、危険負担は乙に移転する。その後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、乙が負うものとする。
- 4 搬出の費用は乙が負担する。
- 5 乙は、甲から当該車両についての廃車申告受付書の交付を受けた後、速やかに標識交付登録を行うこと。また、登録完了後標識交付証明書の写しを甲に提出すること。
ただし、再利用しない場合はこの限りではない。
乙は、標識交付登録に時間を要する場合は、甲に対し文書で報告すること。
- 6 乙は車両にペイントされている（秋田県等）ものは、塗りつぶす等所定の作業を行うものとする。
この場合の経費については、乙が負担するものとする。作業完了後は、その写真等を甲に速やかに提出すること。
- 7 乙は売買物品を令和8年11月30日までに搬出するものとする。

（契約保証金の還付）

第6条 甲は、乙が契約上の義務を履行したとき、第3条に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

(瑕疵担保)

第7条 売買物品の引き渡し後、売買物品に隠れた瑕疵がある場合及び売買物品により第三者に損害を与えた場合、甲は損害賠償の責を負わないものとし、乙が全ての責を負う。

(解体処理)

第8条 乙は、車両搬出後解体処理する場合は、使用済自動車引取証明書を提出すること。また、解体処理が終了次第解体報告書を甲に提出するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が契約上の義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を甲に請求することができない。

2 甲は、前項の規定によりこの解除権を行使した場合、乙が納入した契約保証金以外の代金について返還するものとする。この場合、返還する代金には利息を付さない。

(その他)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田市雄和椿川字山籠49番地

秋田県秋田空港管理事務所長 藤田 靖行

乙